台湾日本人会/台北市日本工商会
ホームページ・バナー広告申込書

年　　月　　日

台湾日本人会/台北市日本工商会連合事務局へ

この度、下記通りバナー広告を申し込みます。なお、貴会のバナー広告の利用について、本申込書の注意事項に同意します。

台湾日本人会のホームページの　　トップ頁　　のバナー広告を申し込みます。
広告開始希望日：＿＿＿＿＿＿＿＿
広告料金：　NT$＿＿＿＿＿＿＿＿
☐　3ヶ月☐　6ヶ月☐　一年

台北市日本工商会のホームページの　　トップ頁　　のバナー広告を申し込みます。
広告開始希望日：＿＿＿＿＿＿＿＿
広告期間：　　広告料金：　NT$＿＿＿＿＿＿＿＿
☐　3ヶ月☐　6ヶ月☐　一年

広告利用者：

会社名　　㊞　☐ 日本人会and/or工商会法人会員
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　☐ 非会員

会社住所　　統一編号

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿TEL＿＿＿＿＿＿＿＿FAX＿＿＿＿＿＿＿＿

Eメールアドレス：

注意事項：

1. **バナー広告利用を希望する場合、申込書を事務局宛て一週間前までに提出する。**
2. **広告利用する場合、広告掲載希望者は下記料率に基づき、広告利用料として前払方式で事務局に支払いを行なう。**
3. **広告利用料について**

A、ホームページ単独利用する場合

（NT$/バナー-単位）

広告期間	資格	トップページ
3ヶ月	会員	30,000
	非会員	45,000
6ヶ月	会員	48,000
	非会員	72,000
一年	会員	84,000
	非会員	126,000

B、「さんご」のカラー1頁広告と同時に利用する場合（20%割引）

（NT$/バナー-単位）

広告期間	資格	トップページ
3ヶ月	会員	24,000
	非会員	36,000
6ヶ月	会員	38,400
	非会員	57,600
一年	会員	67,200
	非会員	100,800

＊バナー　サイズ（JPGファイル）：
参考値　6000（横）　X　4000（縦）　ピクセル

尚、バナー広告の製作費用等は利用者が負担し、完成品を事務局に電子ファイルで提出するものとする

4.下記のいずれかの事態があり、または本会（日本人会又は工商会)自らがそれを発見し、事実を確認した場合、本会理監事会の同意を得て、既に本会ホームページに載せてある広告利用者のバナー広告を撤去することができる。

①広告内容が著しく社会正義に反していると判断される場合。

②広告利用者が本会法人会員権利を停止され、または会員を除名された場合。（広告利用者は本会法人会員の場合）

③広告利用者が決められた期限内に本会年会費を支払わない場合。（広告利用者は本会法人会員の場合）